



序編 はじめに

1 御殿場市景観計画の概要

■背景

本市は、平成 24 年 3 月に景観法に基づく「景観行政団体^{※1}」となり、景観計画や景観条例等による景観行政を行うことができるようになると同時に、屋外広告物法に基づく市独自の屋外広告物条例の制定が可能となりました。

また、平成 25 年 6 月 22 日には、ユネスコの世界遺産委員会が、富士山を世界文化遺産として正式に登録しました。これにより、富士山周辺の自治体では、富士山を含む周辺の保全や観光、景観形成に関する取り組みをさらに活発化させています。

■必要性

景観は、私たちの日々の暮らしに潤いや安らぎを添えるとともに、御殿場らしさや、まちの品格を高め、誇りの持てるふるさとを創出していく重要な要素として、大きな役割を果たします。その要素のひとつである富士山がこのたび世界文化遺産に登録されたことにより、富士山にふさわしいまちづくりへの取り組みがさらに求められます。

また本市は、定住人口や交流人口の増加、観光交流による地域活性化の向上等、他市との競争力を高める必要から、今後景観形成の取り組みは重要な施策の一つとなります。

■目的

本市では、景観条例と屋外広告物条例を一本化した「御殿場市総合景観条例」を制定することとしました。

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であり、重点的に景観形成を行う地区の設定や、高さ・位置等の基準について、建築物等と一体的な景観行政を行うことで、統一感のあるまちなみの形成が可能となります。

また本市は、条例の内容を踏まえた総合的な景観行政の推進を図るために「御殿場市景観計画」を策定します。本計画は、市民・事業者・来訪者・行政が協働で景観形成を推進し、本市独自の自然や歴史、文化等の良好な景観を守り育てていくことを目的としています。

構成は 3 編構成となっており、第 1 編では景観法に定める事項、第 2 編では、屋外広告物を表示する場所や方法について、第 3 編では、屋外広告物を含む、市の景観形成の今後の展開について示しています。

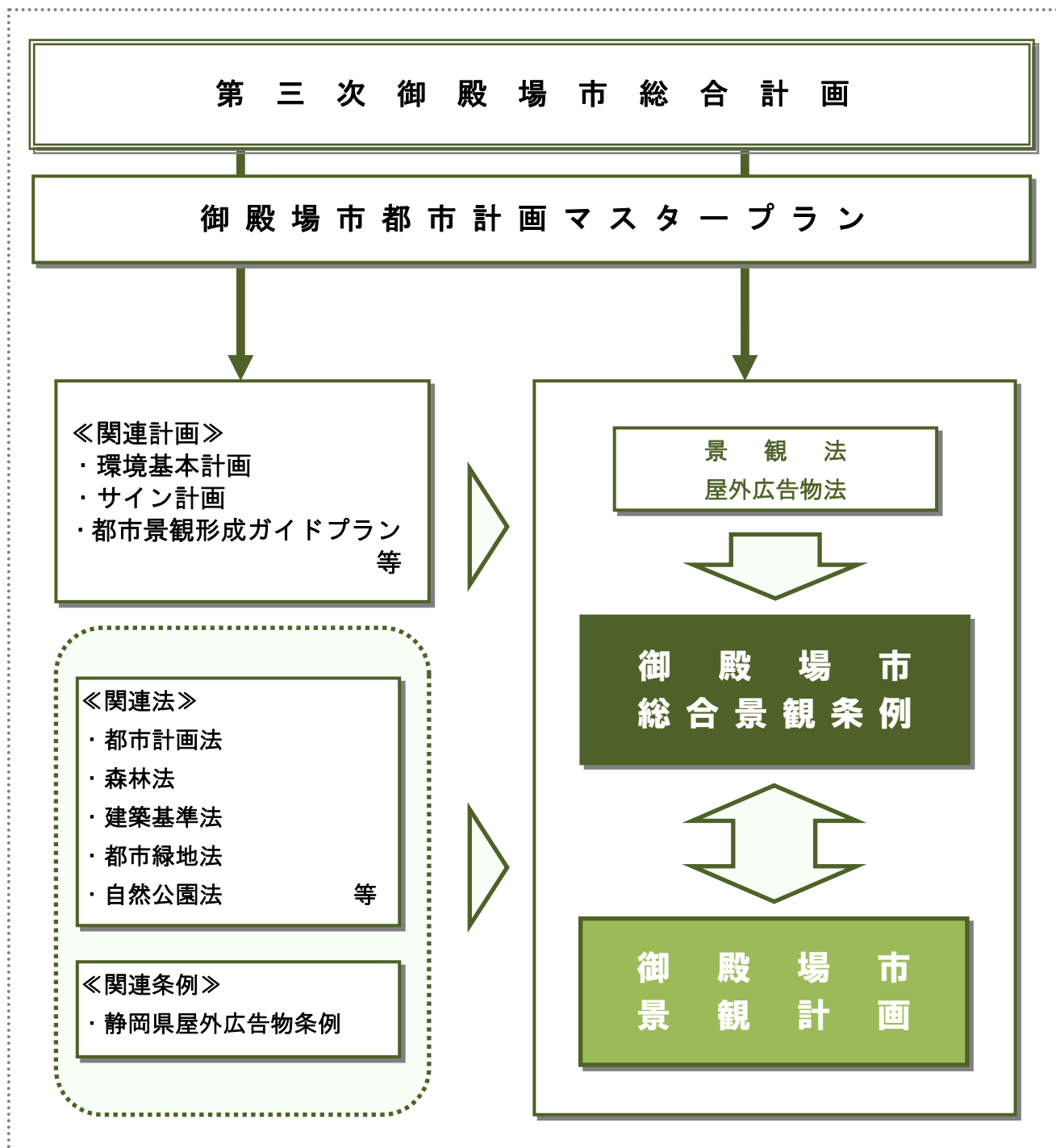
※1 景観行政団体：景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。法では都道府県と政令市等が団体となっているが、市町村も県知事との協議により団体となることができる。



2 景観計画の位置づけ

「御殿場市景観計画」は「第三次御殿場市総合計画」、「御殿場市都市計画マスタープラン」等の上位関連計画との整合性を図りながら、市民および来訪者にとって、潤いと調和を感じる良好な景観形成の方向性や具体的施策を明らかにしていきます。

「御殿場市景観計画」の計画体系上の位置づけを示します。



■御殿場市景観計画の位置づけ



3 御殿場市の景観に関する取り組み状況

以下に本市の景観に関する取り組み状況を示します。

平成4年 御殿場市都市景観形成ガイドプラン策定

⇒自然、歴史、都市軸、都市拠点、市街地、田園集落ごとに景観形成の計画を策定。
重点地区として、御殿場駅前、市役所周辺、国道246号沿道を選定し、景観形成の目標と方針を示した。

平成6年 街並みデザインマニュアルの策定

⇒公共施設、工場、倉庫、住宅、商店街、駐車場、野外設備、護岸、橋梁、道路、歩道、電柱、看板等のデザインを提案し、個性的で魅力あるまちなみ形成のマニュアルとして策定した。

平成7年 御殿場市サイン計画の策定

⇒看板類がまちなみの景観の阻害要因になっていることから、公共施設の誘導看板（案内表示板）と民間施設の案内看板を統一規格、統一デザイン化するための計画を策定した。特に茶色の公共サインは、国土交通省、静岡県、マスコミ等も強い関心を示し、国・県道内に当時国内で初めて道路標識令を超えた御殿場市オリジナルの公共サイン占用を許可された。

平成16年 （景観法の制定）

⇒美しく風格のある国土の形成、潤いのある生活環境、個性的な地域社会の実現を目指した法律として日本で初めて制定された。

景観法により、都道府県・政令市が「景観行政団体」となり、「景観計画」を定めることで、景観に関する規制を行なうことができるようになった。

平成20年 御殿場市景観計画策定基礎調査

⇒景観形成ガイドプランの策定から15年が経過し、将来の景観計画策定に向け、現況の景観への取り組み状況を分析し、基礎資料とした。

平成23年 景観行政団体移行

⇒景観法に基づく景観行政団体となるには、県知事との協議が必要であることから、住民、事業者、来訪者へのアンケートによる意識調査や平成20年度に行った基礎調査をもとに県との協議を進めてきた結果、御殿場市は平成24年3月15日に景観行政団体となった。

平成25年 景観計画・総合景観条例の制定

⇒平成24、25年度の2か年度で市民・有識者・事業者を交え、景観計画・総合景観条例を制定した。



4 計画の構成

御殿場市景観計画は景観法第8条に基づく景観計画の内容のほか、屋外広告物法に基づく屋外広告物に対する制限の方針を包括した構成としています。

序編 はじめに

御殿場市景観計画策定の背景と目的、景観計画の役割、位置づけを示す。

第1編 景観計画

第1章 御殿場市の景観特性と課題

御殿場市の景観の成り立ちや景観の特性、景観形成における課題を示す。

第2章 良好な景観の形成に関する方針の設定

1. 景観計画の区域

景観法に基づく景観計画区域を示す。(第8条第2項第1号)

2. 景観づくりの基本的な考え方

景観づくりの将来像と基本目標を示す。

3. 市全域にかかる景観づくりの基本方針と地域別の基本方針

基本目標を基に市全域の景観づくりの基本方針と地域別基本方針を示す。

4. 景観整備重点地区^{*1}の指定および基本方針

景観整備重点地区ごとの景観資源、歴史と景観特性、課題、基本方針を示す。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観づくりを誘導するために、個別の建築活動等における「届出対象行為^{*2}」および「景観形成基準」を示すとともに、必要な手続きの仕組みを示す。

(第8条第2項第2号、第16条第1項各号、第16条第7項第11号)

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

地域の個性ある建造物と樹木について、指定の方針と基準を示す。(第8条第2項第3号)

第5章 良好な景観形成のために必要な事項

良好な景観の保全・形成等、必要に応じて運用基準を示す。(第8条第2項第4号)

第2編 屋外広告物計画

屋外広告物の安全性を確保するとともに、良好な景観を形成し、風致を維持するため、屋外広告物を表示する場所や方法について示すとともに、必要な手続きの仕組みを示す。

第3編 今後の取り組みの展開

ルールを守る仕組み、人を育む仕組み、景観づくりの制度と進め方、景観づくりの施策や事業を示す。

※1 景観整備重点地区：景観上重要な地区として良好な沿道景観の形成に取り組む地区。

※2 届出対象行為：届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設等の行為。